

令和 6 年度五戸町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

町は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とし、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、町の全ての機関が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

（１）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）の規定に基づく事業所等（以下「障害者就労施設等」という。）

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）

オ 地域活動支援センター

（２）障害者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に規定する特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

（３）住宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者

イ 在宅就業支援団体

5 調達の対象となる物品等

町が障害者就労施設等から調達する物品（印刷物等の製造の請負も含む。）及び役務（業務の委託を含む。）並びに借入れ等、障害者就労施設等が供給できるものとする。

6 物品等の調達目標

町は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達は前年度調達した実績を目標とし、それを上回るよう努める。

7 物品等の調達の推進方法

- （１） 障害者就労施設等が供給できる物品等について情報収集し、町の全ての機関での情報共有に努める。
- （２） 物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努める。
- （３） 障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号規定による随意契約の活用努める。

8 調達方針の作成及び調達実績の公表

- （１） 本方針を策定及び見直ししたときは、町ホームページ等で公表する。
- （２） 調達実績については、会計年度の終了後、町ホームページ等により公表する。

9 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課とする。

附 則

この方針は、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。